



成年後見制度

Q & A

.....
考えてみませんか？
成年後見制度
.....

2017年3月

認定特定非営利活動法人
成年後見センターもりおか

Q1. 成年後見制度とは？

成年後見制度は、認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断する力が十分でない方を**法律的に支援**する制度です。

Q2. 「法律的に支援」とは？

家庭裁判所が、親族や本人などの申立により、その方の判断能力の状況に応じて後見人・保佐人・補助人を決めます。

この後見人等が、本人に代わって財産管理をしたり、**必要な契約**を結んだりすることによって本人を保護・支援します。

なお、後見人等の仕事は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは後見人等の仕事ではありません。

Q3. 「必要な契約」とは？

福祉サービスを利用したい、家を売りたい、遺産を分割したいなど、生活する場合に必要な様々な契約です。

一人でできない、一人では不安がある方に代わって、後見人等が、本人の意思を尊重しながら契約します。

Q4. どこに相談すればいいのですか？

家庭裁判所、弁護士、司法書士等に相談できます。
「成年後見センターもりおか」では、毎日相談を受け付けています。相談は無料です。

相談したい方は、事前に電話でお申し込みください。

<成年後見センターもりおか>

T E L : 019-626-6112

相 談 日 : 年末年始を除く平日

相談時間 : 13時~16時

Q5. 「申立て」は誰が、どこにするのですか？

申立てできる方の範囲が定められています。本人、配偶者、四親等以内の親族、市町村長等です。

申立て先は、本人の住所地の家庭裁判所です。

Q6. 「申立て」の費用は？

費用は、収入印紙・郵便切手など7,000円程度となっています。その他、本人の診断書作成費用が必要です。

事例によっては、さらに鑑定費用が必要になる場合があります。

Q7. 「申立て」に必要な書類は？

後見（保佐・補助）開始申立書と次の書類を用意して家庭裁判所に提出します。

- ・ 戸籍謄本、住民票
- ・ 療育手帳あるいは障害手帳
- ・ 診断書（成年後見用のもの）
- ・ 資産を証明する書類（預貯金通帳、固定資産評価書等）
- ・ 収入を証明する書類（年金証書、給与明細書等）
- ・ 支出を証明する書類（施設利用料、医療費請求書等）
- ・ その他

後見（保佐・補助）開始申立書は、家庭裁判所及び家庭裁判所ホームページから入手できます。

Q8. 申立て後は？

家庭裁判所では、裁判所職員が事情について問い合わせするなど必要な調査を行います。また、本人の判断能力を確認するため、「鑑定」を行う場合があります（費用は申立者の負担です。）。

このような調査等により、必要と認める場合には、家庭裁判所が後見（保佐、補助）開始の審判を行い、後見人（保佐人、補助人）が決まります。

Q9. 誰が後見人等になるのですか？

申立書には、誰を後見人等にしてほしいかを記載することができます。親族が後見人等になることもできます。身寄りの方が近くにいないなど、親族に適当な方がいない場合には、第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士、法人など）が後見人等になります。

成年後見センターもりおかでは、法人として知的障がい者の後見人等を受任しています。複数人のスタッフがチームとして支援を行っています。ご遠慮なくご相談ください。

Q10. 戸籍に載りますか？

戸籍に記載されることはありません。後見等が決定になっていることを確認できるようにするため、家庭裁判所が東京法務局に登録します。

登記内容については、地方法務局から登記簿謄本の発行を受けて確認できます。

登記簿謄本を入手できるのは、本人・その配偶者・四親等内の親族・後見人など一定範囲の方に限られています。

Q11. 後見等が決定されるとどうなりますか？

後見人等は、審判が確定後 1 ヶ月以内に、本人の財産状況や生活の状況を調査して家庭裁判所に報告します。

また、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、財産の管理（福祉サービス利用料の支払いなどを行います。通帳などは後見人等が管理することになります。）や生活を送る上で必要な契約（福祉サービスの契約、アパートの賃貸契約、日常的なものを除く売買など。）について本人を代理して行います。後見人等は、本人が行った契約を取り消すことも可能です（保佐、補助については、審判の内容によります。）。

後見人等は、年に 1 回は受任後の状況について家庭裁判所に報告する必要があります。

Q12. 後見人等ができないことは？

後見人等の業務は、財産管理や契約の代理などであり、実際の介護やお世話などの行為は後見人等の業務に含まれません。

また、手術などの医療行為への同意は、後見人等は行うべきではないと考えられています。さらに、後見人等が本人の保証人となることも、適当ではないと考えられます。

Q13. 後見人等に支払う費用は？

親族以外の後見人等には報酬を支払うことになります。
報酬額は、本人の財産の状況、後見人等が行った事務内容を考慮して家庭裁判所が決定します。

Q14. もう少し詳しく知りたい場合は？

成年後見制度の利用についてもう少し詳しく知りたい場合は、「成年後見センターもりおか」のホームページに、「成年後見制度利用支援のためのQ & A」を掲載していますのでご覧ください。



Q15. 成年後見センターもりおかとは？

「認定特定非営利活動法人成年後見センターもりおか」は、後見を目的として設立された、岩手県初の法人による後見（保佐・補助）人です。

法人後見は、後見等の業務を継続的に、永続性を持って行うことができます。また、スタッフがチームで支援することが可能で、法人としての情報公開や透明性といったメリットがあります。

成年後見センターもりおかでは、現在、知的障がい者を対象として法人後見業務を行うほか、相談については知的障がい者に限定せず、幅広く対応しています。

認定特定非営利活動法人

成年後見センターもりおか

住 所：〒020-0024 盛岡市菜園1丁目4-10

第二産業会館3階

電話・FAX：019-626-6112

E:mail：seinenkouken@tiara.ocn.ne.jp

このパンフレットは、(公財)いきいき岩手支援財団助成により作成しました。